

# 空き家に関する相談窓口

市民の皆様からの空き家に関する相談は、まず建築指導課空き家対策班で受け付けます。

空き家対策班では、相談の内容によって法令などで対応すべきものは、担当課で現地確認などを行い、所有者または管理者に状況のお知らせや対応のお願いなどを行います。

老朽化による倒壊や屋根材・外壁の落下などの危険のある空き家については、空き家対策班で、所有者または管理者に危険箇所の改善や適切な管理をお願いし、指導などの措置を行います。

市民のみなさま

相談



受付

空き家対策班



建築指導課

建築物の適法な管理など

道路課

道路交通に危険があるなど

危機管理課

災害・犯罪などの発生など

廃棄物対策課

ごみの投棄など

消防本部予防課

火災予防上必要な措置など

シティプロモーション推進課

空き家バンクなど

その他空き家対策に関する課所

空き家対策班

老朽危険空家への対応、除却補助など

現地確認など



是正・管理の依頼  
指導・勧告等の措置

現地確認など



状況のお知らせ  
対応の依頼

空き家の所有者または管理者

相談窓口の連絡先

建築指導課空き家対策班(市役所4階)

TEL0897-65-1273(直通)